

令和6年度 第1回千葉市児童生徒
性暴力等防止対策検討委員会
会議録（要旨）

千葉市教育委員会

令和6年度第1回千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会会議録

日時 令和6年7月8日(月)

午前9時30分開会

11時30分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	委員	長	後藤	弘子
	副委員	長	村山	直
	委	員	佐藤	眞理
	委	員	井合	鈴子
	委	員	山本	宏樹

事務局	教 育 長	鶴岡	克彦	教育職員課長	川島	政美
	教 育 次 長	秋幡	浩明	教育職員課主査	能登山	淳
	教 育 総 務 部 長	香取	徹哉	教育職員課管理主事	安部	功貴
	学 校 教 育 部 長	川名	正雄	教育職員課管理主事	岡本	聡司

1 開会

事務局より開会を宣言

2 会議の成立

委員の過半数の出席により会議成立

3 議事の概要

(1) 令和5年度性暴力等根絶に向けた取組の実施状況

- ・取組の実施状況について事務局から説明し、質疑や意見交換が行われた。

(2) 令和6年度性暴力等根絶に向けた取組計画

- ・取組計画について事務局から説明し、質疑や意見交換が行われた。

(3) 個別事案の検討

- ・個別事案に基づく取組について事務局から説明し、質疑や意見交換が行われた。

(4) 発言の要旨

○個別事案の検討

後藤委員長 今年度、初めての千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会になる。

答申を4月24日に教育長にお渡ししている。今日は5年度の取組と、6年度の取組について議論したい。

まず、令和5年度性暴力等根絶に向けた取組の実施状況について、事務局の説明をお願いしたい。

能登山主査 <事務局説明>

後藤委員長 令和5年度の取組について、ご意見はあるか。

村山委員 20ページのにこにこサポートであるが、にこにこサポートを利用された方が、どのように対応されているのかということが関心事である。

匿名の相談があった場合について、相談相手とのやり取りは発生しないと思うが、匿名での訴えを踏まえてどのように対応されているのか教えてほしい。

安部主事 相談があった場合、基本、校長先生に連絡をする。そのときに、今回の相談は匿名だったということをお伝えした上で、相談内容を伝え、学校での対応をお願いする。

ただ、匿名で書いてきているということは、書いている子は学校に知らせることには引っかかりがあるからと思うので、そのあたりもつけ加え、学校にお願いしている。

後藤委員長 他に意見はないか。

佐藤委員 1つは、昨年度、安藤久美子先生の講義があるようなことも書いてあったような気がするがどうか。

能登山主査 昨年度の末と、今年度初めの2回にわたり動画配信をし、教職員に見ていただく機会を設定している。

佐藤委員 もう一つは、計画的な研修の実施の中の管理職、講師などに向けた研修を実際に起きたものから実施してもらいたい。学校医が全く同意なしに下着の中をのぞいた事案があった。似たようなことがいろいろあると聞いている。

例えば、聴診するのに、別に全部裸にしなくてもいいのだけど、ある先生は絶対に裸にしなければ駄目だとおっしゃる方もいるようだ。だから、講習を実施するのはどうか。

一方で、学校医のなり手がいないという問題もよく聞いている。上手に説明する必要があるが、体を見る等の健診のときに、必ず

養護教諭と担当の先生、2人で担当するというのはどうだろうか。子どもの安全のために考えていただきたいと思う。

本当は、医師会の学校医の会とコンタクトを取って、基準をつくっていただければと思う。

鶴岡教育長 保健体育課に、その点を聞いた。先生のおっしゃるとおり、若干ご高齢の医師の方は、そうしなければいけないという反応もあったと聞いている。

佐藤委員 全く項目にない。

鶴岡教育長 そういったところを管理職と学校医とでもう一度しっかり話し合うようにしてほしいと、医師会にも依頼をしている。

佐藤委員 健診項目をきちんと作って、書いてある内容について行っていたきたいということ、もしそれを逸脱するようだったら、必ず相談をした上でやってほしいということを取り決める必要があるのではないか。

後藤委員長 学校医の問題は、児童生徒性暴力防止法の中でも、強調されていなかった。ご指摘のように、子どもの権利ということをあまりご理解いただけない学校医の方もいらっしゃるかもしれないので、学校医の会や学校に注意喚起の文書を発出するのはどうか。健診は、結局何を見るのかということが曖昧である。昔は、例えば栄養状態とかそういうのもあったが。今は何を見るのかというのははっきりしていないのかもしれない。

佐藤委員 科ごとによって違う。

後藤委員長 歯科だったら分かるのだが。

佐藤委員 歯科も虐待の発見を熱心にやっていらっしゃる。

後藤委員長 だから虐待を中心にして、あとは内科の健診で发育状態とか栄養状態とかというのを見る。

佐藤委員 学校医の意向もあるが、子どものためには、やはりきちんと守るべきところは守ってもらいたい。

鶴岡教育長 本市が把握している状況だが、下半身、下腹部のほうは特にないと聞いている。ただ上半身のほうが、脱がせるパターンと、脱がないで、中から見えないように診察する医師がいらっしゃるので、そのやり方が違ったりするところを何とか一緒にできないかなとかいうことを考えている。

佐藤委員 胸も非常に敏感なところである。やり方をできるだけ統一していただくということをお願いしたい。

後藤委員長 大変重要なご指摘である。

山本委員 22ページ以降の研修に関して。令和5年度の答申書でも、研修については非常に充実した取組を行っており、引き続き研修を発展させていただきたいとお願いしているところである。答申書では、研修後のアンケート結果を踏まえ、実施方法について改善を図ることが必要だと記載されており、規模の拡大の必要性や研修内容に検討すべき余地があるとの指摘もあったように思う。

参加者の非常に前向きな声を抜粋してご紹介いただいていて、ある程度効果があると思うが、参加者によっては必ずしも前向きに捉えてもらえないとも限らない。令和6年度の実施に向けてどのような形で課題を聞きとったのか、また、令和6年度、7年度に向けてどのように改善を進めていくのかという点についても教えていただきたい。

後藤委員長 研修の在り方というのが改良の形で議論になっていた。令和6年度について、アンケートの取り方を工夫する等考えはあるか。

川島課長 研修は、今までやってきたことの中にも成果があるものが多々あり、それを安定化させなければいけないということもあろうかと思う。

22ページ、23ページの資料を確認すると、校長や養護教諭という職位で分けているものと、経験年数で分けているものがある。いろいろな研修で、今まで性暴力の関わる場所について、ピンポイントで少しずつ入れていくということをしてできるだけ繰り返している。

新任校長研修でも、この初期対応の動きまで性暴力等防止対策検討委員会でお話いただいた内容に触れてお話しする。あるいは、事務職員の研修であっても、初期対応の情報も入れるという形で、いろんな場面で、少しずつエキスをに入れていくということを行っている。

昨年度、本市の案件に絡んで、飲酒運転の撲滅ということで教育長メッセージを流した。本年度は、新たに千葉市で勤務を始めた職員を中心にメッセージによる周知を依頼した。学校によっては、複数回職員室で流しっ放しにしておいたところもある。今は徹底繰り返しでということ意識して進めているところである。

山本委員 昨年度から今年度に替わるなかで、新しい取組をされていることが分かった。

同じ研修を続ける中でも、ノウハウの蓄積や改善が進んでいく部分もあると思う。新しい試みをしていただく中で、取組が進む

面もあると思うが、実際問題として研修をやってアンケートを取って、そのときは何か知識が得られたという気がするが、日常生活で役に立っているかどうかというのは誰も検証しておらず、よく分からないということが、よくあるパターンかと思う。

時間を使って研修をするということが、本当に費用対効果を果たしているのか同じことを繰り返すことに意味があるのかといったことについて、踏み込んで検証して令和7年度につなげていけるような、積極的で自覚的な取組が何かあればと思う。

後藤委員長 研修の在り方では、今いろんなところで性暴力の研修と銘打たなくとも実施していらっしゃるということを伺ったが、研修の工夫について提案はあるか。

学校だけでなく企業でもいえることだが、どういう研修がより効果的なのかというのは、検討をしながら、令和7年度に向けて、好事例を集めていただくことをお願いしたい。

村山委員 研修に関して他の方がどんな話をされているのかということを知らない。私が話していることが他の方の講義と整合しているのかというところに注意が向く。

また、自分がどういうところを特にお話しすればいいのかというアイデンティティーや役割も明確にしたい。したがって、できれば各講師・研修間で、誰が何をどんなふうに話しているのかというところを共有いただけると、そこが明確になる。令和6年度は、各講師が共有できる形にさせていただけるとありがたい。

ネガティブな意見を含めいろんなご意見を各講師に遠慮なくお伝えいただいたほうがいい。

もう一点、リフカー研修だが、現在、養護教諭、また年間40名でやっていただいていると思う。もっと広く、たくさんの人に受けていただきたい。子どもが被害に遭ったときの初動や性被害、性暴力の基本を学ぶ研修になる。養護教諭に限らず担任、その他の教職員の方にも受けていただく必要がある内容だと思っている。

実際昨年度、聞き取りが難しかった辺りで不適切な事例があったと思うので、リフカー研修を受けておけば、また違った対応になっていると思う。予算を取っていただいて、より広く、一気に実施できるような体制を取っていただきたい。

後藤委員長 私も他の人がどういう話をしているのかというのはとても気になる。年度ごとの重点や年度を超えた計画みたいなものもあるとよいと思う。

山本委員 答申書でテーマの一つとして書かせていただいたところとして、教職員の皆さんが主体的に性暴力の防止の取組に参加する、あるいは参画するということが今後重要になってくるだろうと考えている。

研修に関して今後ご検討いただきたいこととして教職員がその知識を身につけて実践していくにあたっては、教職員自身が実際に知識の活用をどうしていくのか、実際に事案が起こったときに何で困ったのか、そういう現場の生きた知識を活用することが必要だと思う。

今後、先進的な学校の校長先生が「こんなことを頑張っているよ」とか「こういうところが難しいよ」といったことを同僚の立場で聞かせてくれるようなロールモデルとなる学校の取組についての研修や、あるいは既に起こってしまった性暴力の当事者校の教職員としてご苦労された方が「ここがすごく難しかった」とか「もし問題が起こったら、こんなことになるぞ」とか、「問題が起こらないように、こうしておいたほうがよい」といったことを、同僚の口から語ってもらう取組のほうが、教育効果や受講者の評価として高くなるのではないかという気もする。検討いただきたい。

川島課長 村山先生にご参加いただいたコンプライアンス研修だが、私どもの意図としては、最初に部長から千葉市の現状を伝えさせていただき、村山先生に安全配慮義務の視点から法的担保をしていたくいて、もう一人の講師の先生には校内研修で使えるような材料を提供していただくという方向性だったのだが、事務局側からの伝達が十分でなかったがために、3人の一貫性が十分周知できなかったというところもあると思う。

ただ、職層や経験年数での研修になると、どうしても2回目、3回目の受講という方は出てきてしまうというところはご了承いただきたい。それにも意味があると感じている。

後藤委員長 グッドプラクティスを共有して、実際に事案が起きたところで対応した校長に、「こんなこと困ったんだよ」ということを話してもらって、みんなで話して考えるのはどうか。

研修というのは1回やればいいわけではない。大学でも、今年ハラスメント研修を強化している。まずオンデマンド教材を見せ、その次に各部局に資料を渡してその資料を基にして各部局で研修をしてもらう。その後、最後にもう一回、本当にこの1年を通し

てハラスメントについてどう学んだか確認研修をするということ
を考えて、3回実施することを考えている。

だから、校内に持ち帰ってできるような素材みたいなものを提供
するのもよいだろう。

基本的に私の頭にあるのは千葉市の対応だったので、千葉市モ
デルを使いながら研修している。1回きりではなく、何回か自分
たちが工夫できるようなもの、お仕着せでやるのではなくて、自
分たちが工夫できるような研修があるといいと思う。

主体的に研修を行うみたいな形にシフトしていかないといけな
い。自分たちが学校を安全・安心なものにするために何をすべき
かということを考えられるような研修の進め方というのも、今後
工夫していただければと思う。

6年度の取組についても見ていきたい。令和5年度の性暴力根
絶に向けた取組の実施については、これで終わらせていただきた
い。

では、令和6年度性暴力等根絶に向けた取組の計画について、
事務局に説明をお願いしたい。

能登山主査 <事務局説明>

後藤委員長 何か意見や質問はあるか。

村山委員 34ページ、死角点検運用の見直しという点は、第三者の視点
を入れた死角点検に期待している。

子どもたちにその結果を何らかの形でフィードバックしていただ
きたい。子どもたちは、自分の生活の場で、どこが危険なのか
を知る権利があるし、それがどう変わったのかも当然関心事であ
る。自分の身を守ることにもつながるので、ぜひ共有をお願いし
たい。

続いて、41ページ、にこにこサポートについてである。

にこにこサポートの利用があって、学校がいかなる対応をされ
たのかというところについては、ぜひ教育委員会にもフィードバ
ックいただき、私たち委員にも、どのように処理がされたのかと
いうのは知りたい関心事である。

それから、39ページの行動指針の改正に関して。

刑事訴訟法の改正があったので、特に意識をいただきたい。特
に子どもの司法面接的な手法によって聴取をした記録媒体が、そ
のまま証拠になるという改正である。これはかなり重要で、子ど
もがしっかり語ったことがそのまま証拠になる。今までは、裁判

所で語り直さなければいけなかったが、それが省略できるという、画期的なものである。反対尋問にさらされなければいけないというのは依然残ってはいるが、かなり大きな改正である。

学校で、どのように気を付けなければいけないかという、この条文が適用されるには、しっかりと訓練を受けた、専門的な聞き取りができる人間が聞き取った映像でなければいけない。それを行う前に、子どもの記憶を汚染してしまっていたり、過剰な、無駄な聞き取りをしてしまっていたりすると、証拠能力がないとか、証明力がないと言われる可能性がかなり高いとされている。

検察庁も、この改正に関しては学校のほうにもお願いをしていると思う。千葉市のほうに来ているかは分からないが、県のほうには検事が研修に行って、改正内容については学校の先生方もこういう聞き取りをして、すぐに捜査機関に情報提供をお願いしますということをアナウンスしているはず。まだ千葉市のほうでは未了であれば、ぜひ検察庁とも協議して、こういう形でやっていきたいと思いますという形を決めて、それを行動指針に落とし込んでいただきたい。

行動指針の改正の前提として、検察、警察、それから教育委員会とで、その初動のところをどうするのかという協議を詰めていただきたい。

児童相談所は、検察、警察、児童相談所で、事案発生の際にすぐに集まり情報共有したり、進め方の協議をしたりという場を設けている。学校の中で性暴力事案についても、検察、警察、学校ないし教育委員会、三者がすぐに集まって、この事案をどう進めていくのかというのを進められる三者協議の場をつくれるように、仕組みづくりを進めていただきたい。

後藤委員長　ぜひ、今ご指摘があったことを実現していただきたい。その中で、千葉市の取組もご理解いただければ、県とは違う進んだ取組をしている市なので、関心を持ってくださるかもしれない。

山本委員　1つだけつけ加えになるが、前回の答申書の大事なポイントは、子どもの声をどう聞くかということだったと理解している。

にこにこサポートの様式改訂について、本人に解決したかを聞き取っていただけたというのは、とてもよい改訂である。

その上で、生命の安全教育月間に関するアンケートについても、もう少し改善が必要であると書かせていただいた。

子ども自身が学校で自分が守られていると感じられているかど

うか、しっかりと相談できると感じられているかどうか、子どもの声を聞き取って、大人の側が改善につなげていけるようなアンケートにしたかどうかと、答申で指摘されていたかと思うので、改善を進めていただきたい。

死角点検に関して、児童生徒の視点を導入するということをしてくださり、とてもありがたい。特定の生徒が同行して、一緒に死角点検するという話だけではなくて、児童生徒の中には校舎のこの部分がすごく怖い、何か暗くて、あそこの部屋は何か不安がある、校舎外や校区に危険や不安を感じるというポイントがあると思うので、そういった点を聞き取って改善につなげていけるような、子どもの声を重視した取組を進めていただきたい。

後藤委員長 子どもの声を聞くというのは非常に大事で、こども基本法もそれを大事にしている。

それを受けて、より充実していただければと思う。それで、7年度については改めてこちらで計画を立てることができる。もし今日の意見を聞いて、どうしたらいいということがあれば、またご相談いただければと思う。

佐藤委員 この写真を見て非常に違和感があるのだが、なぜこのような死角になるような空間になってしまったのか。

後藤委員長 死角をそもそもつukらないということも大事であるが、死角になっている理由を検討するということも必要である。

佐藤委員 事実を聞いていただいて、その例として使えるようにしていただくといいのかなと思った。

秋幡次長 このスライドで、わざと強調するために、昔の姿を選んで載せているだけであり、通常がこれではない。

佐藤委員 この写真は例示かもしれないが、実際にある死角については見えなくした理由があると思う。

後藤委員長 多分、見えるようにするというだけではなくて、見えなくした理由があるので、その理由を確認しないといえない。

井合委員 死角点検の課題として、死角点検の形骸化というものが挙げられている。ほぼ100%実施しているということなのだが、チェックに対して学校がどんな対応をしたかというところまで教育委員会把握されているのかどうか。それをしないとチェックにならない、死角点検にならない、改善にならないのではないかと思います。

能登山主査 死角点検については、校内死角改善確認シートと校舎の見取図を基にして点検をしている。教育委員会では、見本という形で出

して、各学校の実情に応じて修正を加えてもらっている。死角のポイントや対策を書き込み教育委員会に提出してもらう。それを基にして、職場巡視、管理訪問を行って、点検をするという流れになっている。

井合委員 具体策は共有されて、教育委員会に上がってきているということで捉えてよろしいか。

能登山主査 はい。

後藤委員長 次回、今年具体例を挙げて説明いただきたい。実際に教育委員会からの依頼がきちんと実施されているのかというのを確認したい。

令和6年の取組については課題もあったので、その中で、実施できるものをピックアップし、難しいものは令和7年度に向けた取組の策定に当たってご検討いただきたい。

以上をもって、本日の審議は終了となるが、今までの意見を踏まえて対応を適切にお願いしたい。

5 その他

次回開催時期について、事務局から令和6年10月から11月を目途に調整する旨を説明し了承された。

6 閉会

事務局より閉会を宣言